

杉並区子ども読書活動推進計画

令和4（2022）年度から令和6（2024）年度

令和4（2022）年5月

杉並区教育委員会

目 次

第 1 章 基本方針	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の基本的考え方	1
3 これまでの取組の評価	2
4 計画の事業項目と重点的取組	9
5 計画の目標と期間	11
第 2 章 子ども読書活動推進の取組	13
家庭・地域等における読書活動の推進	13
学校における読書活動の推進	16
図書館における読書活動の推進	21
読書活動に関する情報の発信	26
読書活動を推進するための体制と 関係機関の協力・連携	27
《参考資料》	28

第1章 基本方針

1 計画改定の趣旨

杉並区では、平成15年（2003年）に策定された「杉並区子ども読書活動推進計画」から5回の改定を経て、主に乳幼児への支援や学校図書館の充実について重点的に取組を進め、成果をあげてきました。

平成30年度（2018年度）からの計画は令和3年度（2021年度）をもって計画期間が満了となるため、これまでの計画を引き継ぐとともに、令和4年度（2022年度）から始まる新たな「杉並区総合計画・杉並区実行計画」及び「杉並区教育ビジョン2022推進計画」を踏まえ、子どもたちが様々なことに好奇心を持ち、探究心を深めて学ぶために必要となる継続的な読書習慣を、子どもの時期から養うことを目指し改定します。計画の改定にあたっては、令和元年（2019年）に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」という）」等に基づく取組を計画化するとともに、新型コロナウイルス感染防止等の課題にも対応したものとします。

2 計画の基本的考え方

（1）計画の性格

「杉並区子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定した計画です。

0歳から概ね18歳までの子どもを対象とし、読書活動を活発に進めるための施策の方向性や取組を示したものです。

（2）基本的考え方

読書活動は生涯にわたって大切なものであり、子どもの時期から継続的に読書習慣を養うことが重要となります。

子どもが本と親しむことにより、思考力を高め、表現力を学び、創造力を身に付け、豊かな人間性と社会性を育むことができるよう、子どもの読書環境の整備を図ります。

なお、本計画での「読書」とは、物語をはじめ知識の本や事典等のあらゆるジャンルの図書や、雑誌、新聞等を読むこと、また紙以外の媒体（電子媒体等）を使って読むこと等を広く含むものとします。

① 子どもの読書機会の提供

杉並区の子どもの読書活動を推進するため、家庭、地域、学校において、子どもが本に触れ、読書に親しむ機会を積極的に提供します。

② 利用しやすい施設づくりの推進

子どもにとって利用しやすい施設とするため、各施設の改修・改築の機会を捉えて施設・設備の工夫に努めます。

③ 地域ぐるみの読書活動推進体制の充実

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、区立図書館（以下、「図書館」という。）を中心とし、関係機関、NPO や地域で活動するボランティアとの連携を図ります。

④ 子どもの読書活動推進のための人材育成

図書館職員や学校司書の専門性の向上を図るとともに、ボランティアとして図書館、学校及び地域で子どもの読書活動に関わる人材を育成します。

⑤ 保護者等への読書活動の理解促進と支援

保育園、児童館、保健センター等の関係機関が連携・協力し、家庭における子どもの読書活動の大切さを保護者や周囲の大人に伝えていきます。

また、出産を控えた家庭や、乳幼児の保護者に対する、子育てに関連する図書資料や乳幼児対象のブックリストなどの情報提供を通して、図書館における子育て支援を図ります。

3 これまでの取組の評価

(1) 改定前の計画事業一覧

平成 30 年度（2018 年度）からの計画では、表 1 のとおり 5 分野 28 事業に取り組んできました。

(表 1) 平成 30 年度（2018 年度）～令和 3 年度（2021 年度）の計画事業一覧
(太字は重点的取組)

分野	事業項目
家庭・地域等における読書活動の推進	1 出産を控えた家庭への支援
	2 ブックスタート事業の充実
	3 区立図書館での乳幼児への支援の充実(重点的取組)
	4 保育園・幼稚園・子供園における支援の充実
	5 児童館におけるサービスの充実
	6 自主的に地域で活動する人々への支援
学校における読書活動の推進	1 特色ある読書活動の推進
	2 学校図書館の充実(重点的取組)
	3 教職員の指導体制の充実
	4 特別な支援を必要とする子どもへの支援
	5 就学前教育としての読書活動の充実

	6 読書活動を通じた幼保小連携教育
	7 地域・ボランティアとの連携
図書館における読書活動の推進	1 子ども向け資料の整備・充実
	2 利用しやすい施設づくり
	3 小・中学生を対象とする事業の実施
	4 中学生・高校生向けのサービスの充実(重点的取組)
	5 学校への支援の充実
読書活動に関する情報の発信	1 わかりやすい情報発信
	2 わかりやすい案内地図の作成と配布先の拡大
	3 子ども向けの図書館ホームページの充実
	4 関係機関と連携した情報提供
	5 読書活動に関わる地域情報の収集・発信
読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携	1 子ども読書活動推進懇談会の運営
	2 子ども読書活動推進連絡会の運営
	3 社会教育関係施設等との連携
	4 区の関係機関と学校との連携(重点的取組)
	5 すぎなみ地域大学との連携

(2) 各分野別取組の評価

＜ 家庭・地域等における読書活動の推進 ＞

重点的取組である「区立図書館での乳幼児への支援の充実」については、出産を控えた家庭への支援として、子ども・子育てプラザ^{*1}でのプレママ・プレパパ向け出張ブックトーク、母親学級での絵本の展示、子育て便利帳で図書館情報を周知する等、出産を控えた家庭への支援も進めました。

乳幼児とその保護者への支援としては、ブックスタート事業、あかちゃんおはなし会、あかちゃんタイム^{*2}の着実な実施に加え、絵本の選び方や楽しみ方についてのブックトーク、リトミック、わらべうたストレッチ等の講座などを実施しました。

また、あかちゃんタイムに合わせて子どもセンター職員が子育て情報を提供する場を設けたり、図書館職員が児童館で出張おはなし会を実施したりする等、他部署との連携を進めることができました。

未就学児の読書活動を推進するための活動として、保育園や幼稚園、子供園に対しては、団体貸出、保育士への読み聞かせ研修等を引き続き行いました。

特別な支援を必要とする子どもに対しては、ブックスタート事業での点字翻訳絵本の配布、障害児通所施設やろう学校での出張おはなし会等を実施しました。

地域人材の育成については、図書館ボランティア養成講座は実施しませんでした。が、講座修了生への支援とフォローアップにより、各図書館で修了生のボランティア活動が定着してきています。

令和2年(2020年)3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大による休館中は乳

幼児向けおはなし会やブックスタートを中止しましたが、6月より感染症防止対策を取りながら徐々に再開をしました。

今後は、感染症防止対策を継続しながら積極的に事業を行い、読書活動の支援をより一層充実させていきます。

※1 乳幼児とその保護者を主な利用対象として、子育て支援に係るサービス・事業を総合的・一体的に実施する施設。

※2 保護者が乳幼児と一緒に図書館を気兼ねなく利用できるよう、子どもの泣き声など他の利用者の理解を求める時間帯。

＜ 学校における読書活動の推進 ＞

重点的取組である「**学校図書館の充実**」では、司書教諭と学校司書を核とし、学校図書館の整備や児童・生徒、教職員へ学校図書館活用の積極的な働きかけを行いました。

公益社団法人全国学校図書館協議会主催の多様な資料・情報や ICT を活用して、児童・生徒が思考力・判断力・表現力等を高め、情報活用能力を身に着けることをねらいとした授業実践を対象とする「第1回情報活用授業コンクール（2020年度）」において、高井戸東小学校、松溪中学校、宮前中学校が優秀賞を受賞しました。

また、GIGA スクール構想^{※3}により、児童・生徒1人に1台のタブレット端末が配布されたことから、調べ学習等において紙の図書資料だけでなく、インターネット上のデジタル情報も活用する取組にも着手しました。

令和2年度（2020年度）には、学校図書館相互の蔵書の貸借や、学校司書間の情報交換が一層きめ細やかに行えるよう、学校図書館システムの更新時に、学校間で使える連絡機能を追加しました。

さらに、済美教育センターによる訪問、教職員に対する研修の実施、定期的な学校司書研修の実施や校内研修の支援により、学校図書館の充実を進めてきました。

学校図書館活用実践校事業では、学校内での学校図書館運営委員会の組織づくりを必須とし、司書教諭（学校図書館担当教諭）を中心とした学校図書館活用をすすめ、オンデマンド型研修を通じてその成果を他校へ広めました。令和3年（2021年）5月には、済美教育センターの学校図書館サポートデスクの活動と学校司書の10年間の活動成果報告が、公益社団法人全国学校図書館協議会主催の「第51回学校図書館賞（実践の部）」を受賞しました。

新型コロナウイルス感染症拡大による休校期間中には、自宅にいる児童・生徒が学校図書館の資料を利用できるよう、学校のホームページに学校図書館だよりや学校図書館紹介動画を掲載したり、学校宛のメールで本のリクエストを受け付けて登校日に貸し出したりする等の工夫を行いました。また、民間企業が提供する「学校図書館支援プログラム」により、自宅からインターネットで学校図書館の蔵書検索を行うシステムを導入した学校もありました。

※3 義務教育を受ける児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。

＜ 図書館等における読書活動の推進 ＞

学校の夏休み等の長期休業期間、各図書館では、図書館資料を活用した学習等のために、多目的室等を小・中学生の学習室として開放しました。

また、おはなし会やワークショップのほか、「図書館探検」「図書館員体験」等の体験型事業を実施し、図書だけでなく図書館への興味を引き出す取組を行いました。

中央図書館主催の「図書館を使った調べる学習コンクール」「本の帯アイデア賞」「子ども読書月間標語募集」は毎年実施しています。

「図書館を使った調べる学習コンクール」の応募状況をみると、平成 30 年度（2018 年度）は小学校 39 校、中学校 0 校で、令和 3 年度（2021 年度）は小学校 38 校、中学校 1 校でした。中学校は平成 28 年度（2016 年度）に 2 校から応募がありましたが、その後令和 2 年度（2020 年度）まで応募がありませんでした。「本の帯アイデア賞」では、平成 30 年度（2018 年度）は小学校 14 校、中学校 6 校で、令和 3 年度（2021 年度）は小学校 16 校、中学校 3 校でした。「子ども読書月間標語」については、平成 30 年度（2018 年度）は小学校 13 校、中学校 5 校で、令和 3 年度（2021 年度）も同数でした。

私立学校からの応募もある中、区立学校の応募が伸びないことから、これらの事業をどのように学校での読書活動に活かしていくか、また図書館の PR や支援をどのように進めていくか、ということが課題です。

重点的取組である、「中学生・高校生向けのサービスの充実」については、中央図書館の改修で、新たにヤングアダルト^{*4}（以下、「YA」という。）専用の YA ルームを作り YA 向きの資料や学習スペースを整備した結果、令和 2 年（2020 年）9 月にオープン以降の中高生の利用が増えています。令和 3 年（2021 年）4 月に移転改築した永福図書館では、併設のコミュニティふらっと永福のラウンジに YA 向け本棚を設置し、中高生の居場所事業と連携した YA サービスに取り組みました。また、高井戸図書館では、令和 3 年（2021 年）8 月から、中高生の居場所である「ゆう杉並」と連携し、互いに「出張高井戸図書館コーナー」「ゆう杉並紹介コーナー」を設け、YA お薦めの本の紹介や貸出を始めました。

各図書館では、学校司書との連携を強化することにより、中学校へ出向いての出張講座やワークショップ、中学生によるおはなし会や図書館内の展示等、中学校との協働事業が活発に行われました。

中学生に対しては、区立中学校との連携により取組を進めていますが、都立高校等区内の高校との連携は団体貸出のみとなっています。今後の取組について検討が必要です。

学校への支援については、図書資料の学級への団体貸出に加え、調べ学習用資料の貸出や図書館見学、職場体験学習等を引き続き積極的に受け入れました。

令和 2 年（2020 年）3 月～5 月は新型コロナウイルス感染症拡大により、断続的に図書館が休館となりましたが、その間も各図書館では、児童コーナーの見出しやサインの更新、児童書架の整理、児童向けブックリストの作成・配布等、読書活動を支える図書館としての活動を続けてきました。

今後は、感染症防止対策を取りながらこれまでの事業を継続して実施するとともに、さらに子どもの読書活動を推進するために、より効果的な事業を検討しつつ取

り組んでいく必要があります。

※4 図書館サービスの対象者のうち、主に中学生・高校生を中心とした世代を表すもの。

＜ 読書活動に関する情報の発信 ＞

区内5カ所の保健センター内にある子どもセンターでは、子育て支援サービスの一環として、図書館を利用したことがない保護者に対し、図書館の案内等の情報発信を行いました。

図書館ホームページの「こどもページ」と「ヤングアダルトページ」では、それぞれの年齢別のブックリストや本の調べ方を説明した「調べ方教室」、図書館員による本の紹介等の記事を掲載しました。

各図書館では、子どもたちに親しみやすいオリジナルのキャラクターを子ども向けの図書館だよりやSNS等に用いることで、効果的なPRを行いました。

また、図書館や郷土博物館等の社会教育関連施設では、夏休みに開催する催し物を一覧にした情報カレンダーを作成し小学生に配布することにより、関係機関の連携を深めることができました。

今後も、子どもの読書への興味が高まるよう、読書活動に関する情報を関係機関と連携して効果的、積極的に発信していきます。

＜ 読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携 ＞

子どもの読書に関する学識経験者、公募区民等で構成する「子ども読書活動推進懇談会」は、各委員による子どもの読書活動推進に関連する情報提供・意見交換などを活発に行いました。また、図書館や区の子ども事業の関係部門の職員で構成する「子ども読書活動推進連絡会」では、家庭、地域、学校全体での読書活動を連携して推進するために、本計画の進捗状況の確認や意見交換を行いました。

重点的取組である「区の関係機関と学校との連携」については、図書館と小中学校司書による地域ごとの連絡会や、中央図書館と済美教育センター、教育人事企画課による学校司書連絡会を定期的で開催し、学校司書と図書館の連携を深めることができました。

今後も、学校や図書館、関係機関が協力・連携し、効果的に子ども読書活動を推進する必要があります。

(3) 目標項目と達成状況

本計画では、家庭、地域、学校、図書館で子どもの読書環境を整備し、子どもたちの読書習慣の育成を図るための取組を進めてきました。

平成30年度(2018年度)から令和3年度(2021年度)までの計画全体の目標は、小・中学生の未読者^{※5}の割合(未読者率)を平成28年度(2016年度)実績の3割減にする、というものでした。また、取組内容に合わせて5つの目標項目を立て、それぞれ目標値を設定しました。目標項目と達成状況は、表2のとおりです。

①の未読者の割合については、令和2年度(2020年度)は「杉並区特定の課題に対する調査、意識、実態調査」が行われなかったため、実績は令和3年度(2021年度)の数値です。小学生、中学生ともに、令和元年度(2019年度)の実績である、小学生5.4%、中学生11.2%からは改善しているものの、平成28年度(2016年度)か

ら横ばい状態であるといえます。

②・③の学校図書館の状況をみると、蔵書冊数、貸出冊数ともに増加しています。蔵書冊数は、令和2年度（2020年度）末現在で文部科学省の基準に達していない学校は小学校4校、中学校1校ですが、達成率はいずれも90%以上と全校でほぼ基準に達している状態であり、計画の目標を達成しています。貸出冊数は、小学校で令和2年度（2020年度）末に計画の目標を達成しており、中学校でも平均すると1人当たり月に1冊借りていることとなります。

④・⑤の乳幼児と保護者、児童を対象とした事業については、中央図書館が改修工事で令和元年（2019年）4月から令和2年（2020年）8月まで休館したほか、新型コロナウイルス感染症拡大により4月、5月に全館休館し、その後も特に乳幼児向けの行事を実施しなかったことから、参加者は大幅に少なくなっています。

また、⑥の「読書が好きだ」という質問に対する肯定率については、小学生は増加しているものの、中学生はやや減少し、いずれも計画の目標値には達していません。この指標は、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」によるものですが、令和2年度（2020年度）には調査が実施されませんでした。また、平成30年度（2018年度）の調査では質問が無く、令和3年度（2021年度）には質問が変更されています。

なお、巻末の参考資料には、子どもの読書や学校図書館、図書館に関する調査、統計の数値を掲載しています。

※5 杉並区教育委員会『杉並区特定の課題に対する調査、意識、実態調査』において、1か月に1冊も本を読んでいないと回答した小学校3～6年生・中学校1～3年生。

(表2) 目標項目と達成状況

目 標 項 目		H28年度 (2016) 実績	H29年度 (2017) 実績	H30年度 (2018) 実績	R元年度 (2019) 実績	R2年度 (2020) 実績	R3年度 (2021) 実績	最終年度 目標
①未読者の割合	小学生	4.3%	4.1%	4.6%	5.4%	—	5.0%	3.0%
	中学生	9.1%	10.2%	10.9%	11.2%	—	10.6%	6.3%
②学校図書館図書標準※ 1100%達成の学校の割合	小学校	70.7% (29/41校)	70.7% (29/41校)	80.5% (33/41校)	90.2% (37/41校)	90% (36/40校)	—	85%
	中学校	60.9% (14/23校)	73.9% (17/23校)	82.6% (19/23校)	87% (20校/23校)	95.7% (22/23校)	—	80%
③学校図書館の一人当たり年間貸出冊数	小学校	42.7冊	45.7冊	46.8冊	45.9冊	49.0冊	—	48冊
	中学校	9.8冊	10.7冊	12.2冊	11.6冊	12.0冊	—	15冊
④乳幼児と保護者を対象とする事業への参加者数(区立図書館主催事業)		16,597人	17,857人	17,604人	7,387人	1,849人	—	18,000人
⑤子どもを対象とする事業への参加者数(区立図書館主催事業)		43,259人	38,875人	34,501人	25,455人	9,447人	—	45,000人
⑥「読書が好きだ」という質問に対する肯定率※2	小学校	74.3%	75.2%	—	77.8%	—	—	80.0%
	中学校	70.1%	68.4%	—	68.7%	—	—	75.0%

※1 文部科学省が平成5年(1993年)に定めた公立の小・中学校と特別支援学校の学校図書館が備えるべき蔵書冊数の標準。

※2 文部科学省「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査による。

4 計画の事業項目と重点的取組

(1) 計画の事業項目

これまでの取組により、子ども読書活動の推進には一定の成果が見られます。しかし目標項目の達成状況を見ると、目標値を達成できない項目が残るなど、引き続き取組への強化が必要です。

このような取組の達成状況を踏まえるとともに、令和元年（2019年）の読書バリアフリー法の施行や学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想等、子どもの読書を取り巻く環境の変化に対応するための事業項目に改めました(表3)。具体的な内容は第2章に記載しています。

(表3) 計画事業一覧 (太字は重点的取組に関連する事業項目 (P.10 参照))

分野	事業項目
家庭・地域等における読書活動の推進	1 出産を控えた家庭への支援
	2 ブックスタート事業の充実
	3 保育園・幼稚園・子供園における支援の充実
	4 児童館・ゆう杉並におけるサービスの充実
	5 図書館等での地域の施設への支援の充実
	6 自主的に地域で活動する人々への支援
	7 家庭における読書への支援
学校における読書活動の推進	1 学校図書館の3つの機能の充実
	2 学校図書館サポートデスクによる支援
	3 学校図書館の環境整備
	4 特別な支援を必要とする子どもへの支援
	5 地域・ボランティアとの連携
	6 広報活動
	7 就学前教育施設から中学校までの読書活動の連携
図書館における読書活動の推進	1 資料の整備・充実
	2 利用しやすい環境づくり
	3 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実
	4 乳幼児への支援の充実
	5 小・中学生を対象とする事業の実施
	6 中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進
	7 学校への支援の充実
読書活動に関する情報の発信	1 杉並区子ども読書月間での啓発活動の充実
	2 年代別利用案内の作成・配布
	3 図書館ホームページの活用促進
	4 各施設からの情報発信

読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携	1	子ども読書活動推進懇談会の運営
	2	子ども読書活動推進連絡会の運営
	3	区の関係機関と学校との連携

(2) 重点的取組

本計画においては、以下の4つの取組を重点的に進めていきます。①、②、③は改定前の取組を継続し、読書バリアフリー法に関わる取組④を新規に設定します。

また、本計画を構成する28の事業項目の中から、各重点的取組に関連する事業項目を定め、取組推進のために着実に実施していきます。

① 図書館での乳幼児への支援の充実

乳幼児への支援として、保健センターの4か月児健診時に絵本をプレゼントするブックスタート事業は開始から20年が経過しました。フォローアップ事業として実施しているあかちゃんおはなし会や保護者向けの講座について、引き続き充実を図るとともに、図書館の乳幼児親子の居場所としての機能を充実します。

保育園、幼稚園、子供園に対しては、図書の貸出や、職員への絵本の選び方や読み聞かせ等の技術向上への支援を行います。

ブックスタート事業等のボランティアに対しても、講座の開催や活動の場の提供等により支援を行います。

(関連する事業項目)

- ・ 図書館における読書活動の推進「4 乳幼児への支援の充実」

② 学校図書館を活用した読書活動の充実

区立学校への学校司書配置から10年が経過し、蔵書の収集・更新をはじめとした環境整備、授業での学校図書館の活用が進んできました。

「杉並区教育ビジョン2022」にある「いきいきと学び続ける力」を育むために、その基礎となる「読む力」を読書活動によって伸ばしていきます。

学校図書館を学校全体で活用し、探究学習や情報活用能力の育成の場としても推進していくとともに、特別な支援を必要とする子どもに配慮した環境づくりを行い、図書館との連携により外国語図書や大活字本等多様な資料を借り受け、だれもが読書を楽しむことができるようにします。

(関連する事業項目)

- ・ 学校における読書活動の推進「1 学校図書館の3つの機能の充実」
- 「2 学校図書館サポートデスクによる支援」
- 「3 学校図書館の環境整備」

③ 中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進

各図書館では、中学生・高校生世代のための資料を集めたYAコーナーや、多目的室の開放等により読書や学習のためのスペースを設置しています。

区立中学校との連携は進んでいますが、区内高校との連携は課題となっています。ニーズの把握から始め、ボランティア活動や図書館見学等の取組を進めていきます。

(関連する事業項目)

- ・図書館における読書活動の推進

「6 中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進」

④ 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実

令和元年（2019年）の読書バリアフリー法の施行を踏まえ、読書に困難を抱える子どもに配慮した資料収集や施設整備を行います。障害の有無だけでなく、日本語を母語としない子どもや帰国子女、入院中の子ども等の多様なニーズを把握し、子どもが自らに適した形態の本に出会えるために必要なサービスを検討していきます。

(関連する事業項目)

- ・学校における読書活動の推進「4 特別な支援を必要とする子どもへの支援」
- ・図書館における読書活動の推進

「3 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実」

5 計画の目標と期間

(1) 計画の目標

＜子ども読書活動推進計画目標 小・中学生の未読者の割合＞							
平成 28 年度 (2016 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 6 年度 (2024 年度)	
実績			実績			目標	
小学生	4.3%	➡	小学生	5.0%	➡	小学生	3.0%
中学生	9.1%		中学生	10.6%		中学生	6.3%

本計画では、家庭、地域、学校、図書館で子どもの読書環境を整備し、子どもたちの読書習慣の育成を図ることで、未読者をなくすことを目指してきました。前計画では、小・中学生の未読者率を平成 28 年度（2016 年度）実績の 3 割減とすることを目標としていました。しかし、計画期間中には目標値には届かなかったため、本計画において引き続き前計画の目標値である平成 28 年度（2016 年度）実績の 3 割減とすることを目標とします。

また、取組の進捗状況を把握するため、表 4 の項目について定期的の実績数値の推移を確認します。数値が改善していれば取組をさらに推進し、改善しない場合にはその理由やより効果的な取組を検討する等、今後の取組につなげていきます。

なお、確認項目は、取組の進捗状況等をより適切に把握できるよう、今後も検討し、必要に応じて追加、見直しを行います。

(表 4) 取組の進捗状況を確認するための項目

項目名		令和 2 年度 (2020) 実績※	
① 学校図書館の一人当たり年間貸出冊数	学校図書館の利用状況を示す	小学校	49 冊
		中学校	12 冊
② 「読書が好き」と回答した児童・生徒の割合	意識の変化により成果を示す	小学校	77.8% (令和元年度 (2019))
		中学校	68.7% (令和元年度 (2019))
③ 「図書館で調べる学習コンクール」の応募校数	学校での取組状況を示す	小学校	38 校 (令和 3 年度 (2021))
		中学校	1 校 (令和 3 年度 (2021))
④ 区立図書館の乳幼児世代 (0～6 歳) の利用状況	世代別利用状況により図書館サービスの効果を示す	人口 1 人あたりの貸出冊数	14.7 冊
⑤ 区立図書館の小学生世代 (7～12 歳) の利用状況			15.4 冊
⑥ 区立図書館の中学生世代 (13～15 歳) の利用状況			3.8 冊
⑦ 区立図書館の高校生世代 (16～18 歳) の利用状況			3.0 冊

※参考の実績値を記載

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和 4 年度 (2022 年度) から令和 6 年度 (2024 年度) までの 3 年間とします。

ただし、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 子ども読書活動推進の取組

家庭・地域等における読書活動の推進

家庭や地域では、子どもの成長段階に応じて、子どもが本と親しむ機会を作り出し、読書の素晴らしさや楽しさを体験してもらうことが必要です。

そのため、地域のボランティアと連携・協力して、子どもの読書活動を推進するとともに、保護者へも子どもの読書活動の大切さを伝えていきます。

1 出産を控えた家庭への支援

あかちゃんが生まれる前の時期に、子育て情報と合わせて、絵本や読み聞かせ、読書についての情報を提供します。

○ プレママ・プレパパを対象とした事業の実施

図書館や子育て支援施設等で、あかちゃん向けの絵本の選び方や読み聞かせ等の講座を企画実施していきます。

○ 出産を控えた家庭への情報提供

区公式ホームページの「子育てサイト」、保健センターや子ども・子育てプラザで開催している「母親学級」「パパママ学級」等を活用して情報提供を行います。

2 ブックスタート事業の充実

ブックスタートは、乳児と保護者が心ふれあうひとときを持つきっかけになることを目的に、絵本とブックガイドの入ったブックスタートパックを、お渡しする事業です。

この事業では、すべての保護者にブックスタートパックを手渡すことを目標にしています。今後も保健センターが行う4か月児健診時に、保健センターとボランティア、図書館とが協力して実施します。

3 保育園・幼稚園・子供園における支援の充実

保育園や幼稚園、子供園では、子どもや親子で選んだ本の貸出、子どもの発達段階に応じたブックリストの紹介等により、読書活動を支援します。

保育園5歳児クラスの図書館訪問の際には、子どもたち自身が団体貸出用の本を選ぶことを通じて、自ら本を選び本との出会いの機会を提供するとともに、本の取扱いや公共施設を利用する時のマナーについて指導します。また、保護者に対しても、子どもと一緒に図書館の利用を勧めていきます。

幼稚園や子供園では、保護者による読み聞かせ等も、園と保護者とで協力しながら取り組んでいきます。

4 児童館・ゆう杉並におけるサービスの充実

児童館のゆうキッズ事業*や子ども・子育てプラザで、乳幼児と保護者向けに、手

遊び、わらべうた、絵本の読み聞かせを行い、親子で本を楽しむプログラムを実施します。保護者向けにも、児童館からの要望に応じて、乳幼児の絵本の選び方などをお話する機会を設けていきます。

また、図書館からの団体貸出を利用して児童館内図書の実を充実にするとともに、ボランティアやNPO 法人と連携し、小学生を対象としたおはなし会を実施し、児童館図書室を活用して友達同士で本を楽しみ、本の楽しさを知る機会を提供します。

ゆう杉並においては、YA コーナーと連携し、中高生の興味のある分野を共有したり、本の貸出を行ったりしていきます。

利用者対象だけではなく、職員向けにも、読み聞かせや配架のコツなどの研修を行い、各職員が現場で、乳幼児とその保護者、小学生から中高生に、読書に親しめる機会を提供できるようにしていきます。

※ 杉並区の児童館が行っている乳幼児親子向けの事業の総称。

5 図書館等による地域の施設への支援の充実

○ 保育園・幼稚園・子供園・児童館への支援

図書館では、就学前教育施設（保育園、幼稚園、子供園）に通う子どもや、児童館を利用する子どもが本に接する機会を増やすことを目的に、各施設への児童館図書等の団体貸出により読書活動を支援します。また、図書館職員が各施設に向いて読み聞かせなどを行ったり、施設の行事に参加したりするほか、子どもたちの図書館訪問などを積極的に受け入れていきます。

さらに、区内の就学前教育施設の要請に応じ、職員を対象として図書館職員による絵本や読み聞かせ等をテーマとした研修を行います。

就学前教育支援センターでは、区内の就学前教育施設への大型絵本の貸出、保育者への教材研究研修等により、幼児が本の楽しさを知ることができるよう、今後も就学前教育施設における読書活動支援の充実を図ります。

○ 障害児通所施設等への支援

図書館では、障害児通所施設や特別支援学校と情報交換等を行い、各施設の要望に合わせて団体貸出や出張おはなし会等の支援を行います。

6 自主的に地域で活動する人々への支援

○ 読み聞かせ等ボランティアへの支援

図書館は、読書活動に関するボランティアの養成を行います。また、図書館のブックスタート、あかちゃんタイム、おはなし会等の事業や、児童館、子育て支援施設等で活動の場を提供し、地域で自主的に活動する人々を支援していきます。さらに、ボランティアグループ同士の交流や連携を図っていきます。

○ 「地域・家庭文庫」への支援

区民が、自宅などを利用して、地域の子どもたちに本の楽しさを伝え、読み聞

かせや児童書の貸出を行っている「地域・家庭文庫」は、子どもに身近な読書環境を提供する貴重な活動をしています。図書館は、「地域・家庭文庫」が希望する図書を貸与する等、自主性を尊重しながら活動への支援を行います。

7 家庭における読書の支援

各施設では、家庭でも子どもが本に親しむ機会が持てるよう、本の貸出やブックリストの紹介等を行っています。さらに、家族で同じ本を読み、読書を通じて家族のコミュニケーションを深める「家読（うちどく）」の取組を紹介する等、家庭での読書活動を支援します。

学校における読書活動の推進

児童・生徒が読書の楽しさを実感することにより、豊かな心を育み、読書習慣を身に付けることができるよう支援します。また、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤として学校図書館の充実に取り組みます。

1 学校図書館の3つの機能の充実（重点的取組②に関連する事業項目）

学校図書館は、児童・生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」機能と、児童・生徒の学習活動を支援したり、資料を用意することで学習や授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」機能、児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応し、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」機能を有しています。^{※1}

児童・生徒1人1台タブレット端末活用時代を迎え、学校図書館は多様な情報資源を扱う場所へと変わっていく必要があります。授業においても、また児童・生徒自身の興味関心を深めるためにも、学校図書館を紙とデジタルの情報媒体を併用しながら、調べ学習・探究学習ができる場にしていきます。

また、学習指導要領において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」^{※2}と記述されています。

これらに基づき、学校図書館の3つの機能を生かして各学校の特色に合わせて段階を踏みながら、子どもの学びを充実させていきます。

※1 「学校図書館ガイドライン(1)」(文部科学省通知平成28年(2016年)11月)による。

※2 学習指導要領総則編第1章第3の1(7)(平成29年(2017年)3月告示小中学校)による。

○ 読書活動・読書指導の充実

児童・生徒が、学校図書館には文学作品の他にも自然科学や社会科学など知識や技能・情報を得るための本、新聞や雑誌、インターネット上の情報等、さまざまな種類の本やメディアがあることを知り、読書の幅を広げ、自分の興味・関心に合った本・情報を見つけることができるようにします。

学校では、さまざまな特色ある読書活動に継続して取り組みます。読書する時間を確保するために、朝読書や読書週間など全校一斉に行う読書活動を推進します。さらに児童・生徒の関心や意欲を高めるために、味見読書^{※3}、ビブリオバトル^{※4}、読書会などさまざまな読書活動の取組を進め、これらにICT機器も活用していきます。子ども同士で読んだ本を薦めあう活動は読書の関心を高めるためにとっても有効であることから、児童・生徒間での本の紹介の仕方についても工夫を行っていきます。

読書の質を向上させるために、教員と学校司書が協力して、児童・生徒の発達段階に応じた推薦本を選定したり、授業単元関連の本を紹介したりする取組を進

め、読書記録等による読書指導を行います。読書意欲の低い児童・生徒等に対してはその原因を探り、教員や学校司書が1対1の読み聞かせをしたり、個人に合わせた興味を引く本の紹介をしたりするなど、きめ細かい指導を行います。

※3 あらかじめ用意しておいた図書を児童・生徒が1冊につき数分ずつ読み、感想や評価を書いて読みたい本を選ぶ、東京都子ども読書推進計画の実践例としても取り上げられている読書活動。

※4 参加者が本の紹介を行い、どの本を読みたくなったかを基準に来場者の投票で「チャンプ本」（一番読みたくなった本）を決める書評合戦のこと。

○ 探究学習の場としての学校図書館の活用

教育課程や児童・生徒の発達段階、授業単元や学校行事での活用を考えながら、紙資料・電子資料ともに、必要な情報資源を揃える等環境整備を図ります。

学校図書館を活用した探究学習や調べ学習を行えるよう、全教科で、さらに教科横断的に、学校図書館の活用を行うよう働きかけていきます。

特に小学校では、学習センターとして「図書館を活用する時間」（通称「図書の時間」）で、計画的に学校図書館が活用されるよう推進します。

○ 情報活用能力の育成

膨大な情報資源の特性を知った上で、その特性に応じて必要な情報を探し出す力、多くの情報を収集して質の高い情報を見極め、自分の考えを構築し表現する力を育成することが、情報センターとしての役割です。

校内では、情報教育担当と学校図書館担当の連携協働をすすめ、体系的に情報活用能力の育成を図る計画を作成し、それに基づく授業の取組を推進します。例えば、学校図書館の利用指導や、情報を探し出し活用する方法（引用や出典の記載、著作権の遵守等）について理解を深められるよう指導していきます。

2 学校図書館サポートデスク^{※5}による支援（重点的取組②に関連する事業項目）

学校図書館サポートデスクでは、日常的な学校図書館の運営支援、研修企画・運営、学校図書館活用実践校事業、校内研修への協力等を通じ、学校図書館活用が活性化するように各学校へ働きかけ、個々の学校図書館のレベルアップを図ります。

また、済美教育センター内にある教育図書館では、学校図書館に関する図書資料や情報を提供したり、各校で作成した学校図書館活動に必要なワークシート等の資料の収集も行い、必要な時に各校へ提供したりします。

※5 済美教育センターの学校図書館支援担当のこと。

○ 教員向け研修

司書教諭研修では、学校図書館を活用する校内の推進役としてその役割を再確認する研修、学校図書館の運営に関わる計画類の作成や学校図書館を活用した授業実践等の具体的な内容の研修を行い、専門性の向上を図ります。

学校図書館活用・学校司書連携研修では、教員と学校司書が連携を取りながら行う授業における読書活動や調べ学習、また著作権等の知識や指導技術を取り上げ、そのレベルアップを図ります。

その他、管理職研修や初任者研修等の機会を捉えて、学校図書館活用のための

研修を行います。

○ 学校司書向け研修

学校司書を対象とした研修を継続的に実施し、知識や技術のレベルアップを図ります。また、新規採用者研修や実技を伴う研修、各個人の必要性に応じ受講を選択できる研修を行い、学校司書の専門性を高めます。学校司書一人ひとりからも希望する研修内容を聞き取り、その必要性に応じて取り入れていきます。

○ 学校図書館活用実践校

学校図書館運営委員会を立ち上げ、学校図書館に関する計画類を作成または充実させ、学校図書館において情報活用能力の育成にかかる授業や読書指導に積極的に取り組む学校を、学校図書館活用実践校に指定します。各校の特性に合わせて1年間の実践を積み、その成果を研修での発表等を通じて広く共有します。毎年異なる学校を実践校に指定することで、区立学校全体で学校図書館の3つの機能を充実させていきます。

○ 学校間の情報共有

学校図書館システムを活用して、調べ学習資料の情報や図書の活用方法などについて、学校司書が互いに情報共有を進めていきます。

また、各学校図書館の蔵書の所蔵・貸出状況が検索できるシステムと図書配送システムにより、蔵書の相互利用を継続して行います。

○ 学校訪問

年度当初に各学校を訪問し、管理職と学校図書館の運営状況について情報交換を行います。学校司書に対しては、各種相談に応じて随時、訪問します。学校図書館活用実践校へは、取組の相談や授業計画の相談に応じて支援を行います。

3 学校図書館の環境整備（重点的取組②に関連する事業項目）

○ 学校図書館の運営体制の確立

学校図書館の運営は、学校図書館の館長としての役割を担う校長のリーダーシップのもと、計画的・組織的に行われることが必要です。館長、司書教諭（学校図書館担当教諭）、情報教育担当教諭、学校司書などをメンバーとする「学校図書館運営委員会」を設置し、学校図書館の運営・蔵書・授業活用・年間行事などを話し合い、学校全体で学校図書館を活用する校内体制を作っていきます。

また、司書教諭（学校図書館担当教諭）を中心として「学校図書館全体計画」「学校図書館運営計画」を更新し、充実させるとともに、教科単元でどのように学校図書館を活用するかを示す「学校図書館年間活用計画」の作成に努めます。

年度末には、司書教諭（学校図書館担当教諭）と学校司書は、自校の学校図書館の評価として、「学校図書館年間活用報告書」や、「学校図書館チェックリスト」により、年間活動を振り返り、次年度の活動へとつなげます。

○ 図書・施設・設備の整備・充実

各校の教育活動や児童・生徒の実態に合わせ、バランスのとれた蔵書構成となるよう蔵書に関する分析を行いながら、質・量ともに学習活動に適した本を計画的に購入したり、適切に廃棄を行ったりして、蔵書の更新を進めるとともに、「学校図書館図書標準」の達成に努めます。

また、本だけでなく、新聞・雑誌・視聴覚資料等多様な形態の情報資源も整備・充実させていきます。

児童・生徒が学校図書館を利用しやすくするための環境づくりや、授業内容や社会情勢に興味・関心を高めるための展示コーナーの設置、わかりやすい配置・表示の工夫等の整備に常時気を配ります。また、学習をする場としての環境を整えるとともに、落ち着いて本に親しむための居場所としての機能にも配慮します。

学校図書館において学習活動を深めるためのインターネット環境の整備は必須であり、各校の活動状況に応じて、プロジェクター、書画カメラ、タブレット端末、大型モニター等の情報機器を活用していきます。学校図書館の改築・新築の際には、学校司書等の現場職員の意見を取り入れて対応していきます。

コロナ禍等により学校図書館の利用に制限がある中では、学校図書館の場にとどまらず、廊下に人気の本を別置したり、教室へのセット貸出やロビー等へ出張貸出をしたりしながら、児童・生徒の読書機会を増やしていきます。

4 特別な支援を必要とする子どもへの支援（重点的取組④に関連する事業項目）

○ 環境作り、落ち着いた空間

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての児童・生徒が読書をする事ができるよう、環境の整備・充実を図ります。学校図書館では、本を手に取りやすくするレイアウトの変更や大きな文字やイラスト表現の分類表示等の工夫を行います。日本語を母語としない児童・生徒等の個別ニーズにも、図書館との連携を図りながら対応していきます。

学校図書館内の一人で落ち着ける場所に席を設けることも支援の一つです。学校全体で情報を共有し、個別の対応時には担任や関係教員と連絡を取り、支援していきます。

○ 積極的な読書活動、授業における学校司書による支援

障害のある児童・生徒が図書資料を利用しやすくなるよう、読書機材を充実させます。マルチメディア DAISY^{※6}を学校図書館で所蔵し、必要な児童・生徒が活用できるように体制を整えていきます。

このほか、リーディングトラッカー^{※7}、大きな活字の本やLLブック^{※8}等のバリアフリーな資料を導入することにより、読書教育を推進していきます。ICTを活用した読書の方法についても情報収集を進めます。

区立養護学校においては、学校図書館サポートデスクが学校図書館の運営支援を行うとともに、今後計画されている改築に合わせて新しい学校図書館の支援にも関わっていきます。

※6 音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル録音図書。

※7 読んでいる文章の特定の行だけに焦点を当て読みやすくする道具。

※8 ピクトグラム（絵記号）などを併用し、やさしい文章で読みやすく書かれた図書。

5 地域・ボランティアとの連携

○ 図書館との連携

図書館との連携は、調べ学習用図書の貸借と配送、調べ学習のための図書館への児童の訪問、各校の学校司書と近隣図書館職員との連絡会での情報交換、図書館での生徒の読み聞かせおはなし会の開催や授業で製作した絵本の展示会と多岐にわたっています。今後も、学校と図書館が連絡を密にして、児童・生徒が将来、公共図書館を自身の生涯学習の場として活用できるよう連携を行います。

○ ボランティアとの連携

多くの学校で、学校支援本部やPTAが図書ボランティアとして、学校図書館の支援を行っています。主に、学校図書館の整備や資料整理、児童・生徒への読み聞かせについての協力となっています。各校で、こうしたボランティアとの連携を深め、学校図書館や教育活動への理解を促進していきます。

また、学校図書館サポートデスクは必要に応じて、学校司書等を通じ、図書ボランティアの活動相談に応じ、研修等の支援を行います。

6 広報活動

○ 学校図書館だよりや学校ホームページの活用

各学校では、定期的に学校図書館に受け入れた新着本の紹介や、学習テーマや学校行事の理解を深める資料の紹介、学校図書館の開館時間や貸出案内、図書委員会活動紹介等を、児童・生徒向けに図書館だよりの形式で発行します。図書館だよりは、紙媒体に留まらず、児童・生徒のタブレット端末への配信にも努めます。

学校によっては、家庭向け、教員向けに学校図書館だよりを発行し、家庭での読書推進や校内の学校図書館活用を促しています。ホームページに学校図書館コーナーを設置する等、情報発信に努めていきます。

7 就学前教育施設から中学校までの読書活動の連携

○ 幼保小、小中連携読書活動

就学前教育施設の幼児と小学校の児童による幼保小連携の交流活動教育の一環として、読書活動に取り組みます。幼児が小学校の学校図書館を訪問し、小学校教員や学校司書による読み聞かせを聞いたり、絵本や図鑑を見たりする体験を通して、小学校入学後の読書活動への興味・関心を高めていきます。また、小学生が就学前教育施設を訪問し、絵本の読み聞かせや紙芝居などをする交流も継続します。

小中連携読書活動としては、中学生による小学生への読み聞かせや、本に関するクイズを作成しての交流活動、中学校図書委員による小学生向けのおすすめ本カードの配布等、読書活動を通じた小・中学校の連携をさらに進めていきます。

図書館における読書活動の推進

図書館は、子どもたちが様々な本との出会いを通して読書の楽しさを感じ、本への興味・関心を高められるよう、児童資料の充実や施設の整備、読書推進事業の実施に取り組めます。

1 資料の整備・充実

○ 質の高い読書のための資料の充実

子どもたちが、「読みたい本」と出会う機会が増えるよう、計画的な収集と買い替えを行い、資料の充実に努めます。長く読み継がれてきた本や想像力が育まれる本、新たな興味・関心が生まれるような本等を揃え、質の高い読書を支えていきます。

○ 年代別ブックリストの作成・配布

子どもの読書興味の発達段階に合わせた本の紹介として、年代別のブックリストを作成し、図書館、保健センター、学校で配布するほか、図書館ホームページにも掲載します。

(表5) 年代別ブックリスト

タイトル	対象	内容	配布場所・配布先
赤ちゃんといっしょに 絵本を	乳幼児	あかちゃんと楽しめる絵本のリスト	4か月児健診時に保健センターでブックスタートパックと一緒に配布
ねえ、よんで	3歳から5歳	ブックスタートで絵本に触れた子どもに、継続して本に親しんでもらう本のリスト	3歳児健診時に保健センターで配布
よんでみよう 1年生	小学校1年生	読んでもらう楽しさと、自分で読む楽しさを味わう本のリスト	区内小学校で図書館バッグと一緒に新1年生に配布
いま、この本	中学生・高校生世代	図書館の職員が読んだ本の中から選んだ、おすすめの本のリスト	区内中学校、高校へ配布

2 利用しやすい環境づくり

○ 親しみやすい環境づくり、快適な読書空間

各図書館の児童コーナーや、階段、通路の壁面に、季節や行事に合わせた飾りつけをしたり、本の展示をしたりすることで、楽しく居心地のいい読書環境を作

ります。また、本の並べ方や棚の見出しを工夫することで子どもが自分の力で読みたい本を探しやすくなるような棚づくりを進めます。

○ 多目的室の開放による調べ学習の支援

学校の夏休み等の長期休業期間に合わせて各図書館の多目的室等を開放し、自主的な学習を支援します。

○ 図書館利用ガイダンス、見学ツアーの実施

図書館の利用方法、施設案内、蔵書検索システムの使い方などを説明する図書館ガイダンスや、館内見学ツアーを実施し、図書館に対する興味や理解を深め、利用の啓発を行います。

3 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実（重点的取組④に関連する事業項目）

読書バリアフリー法に基づき、個々のニーズに合わせたサービスを調査研究し、誰もが読書を楽しめるような資料の収集や施設・設備の整備を進めます。

○ 子どもの多様性を重視した幅広い資料の収集

日本語が母語ではない子どもや帰国児童等の日本語が読めない子どもが、日本語と母語に親しめるよう、多言語の図書や読みやすい日本語の図書を収集します。

また、大活字本、LLブック、点字図書、布の絵本、マルチメディア DAISY 等の資料を収集し、通常の図書をそのまま読むことができない子どもが自らに適した本に出会えるように支援します。さらに、身体の障害や入院等により図書館へ来館することが困難な子どものための電子書籍サービスについての検討を始めます。

○ ユニバーサルデザインを取り入れたサイン等の整備

館内のサインにピクトグラム等を用い、子どもにもわかりやすい書架案内や館内案内を作成します。

4 乳幼児への支援の充実（重点的取組①に関連する事業項目）

○ ブックスタートフォローアップ事業の充実

乳幼児への絵本の読み聞かせは、乳幼児と保護者との楽しいふれあいの時間であり、乳幼児の心の成長を促します。あかちゃんタイム、あかちゃんおはなし会等をブックスタートのフォローアップ事業に据えて、一貫した支援の充実を図っていきます。

○ 保護者向け講座の実施

絵本の選び方や読み聞かせに関する講座、子どもの読書に関する講演会等を実施し、家庭での読書の大切さを保護者に伝えます。

また、図書館を利用したことがない保護者にも来館の機会となるようなテーマでの講座を企画し、休日を開催日とすることや、託児サービスを行ったりする等

の配慮をすることで、参加しやすい形で実施します。

○ 子どもと保護者が一緒に楽しむ事業の実施

就学前の子どもにとっては、保護者と一緒に本を通して様々な体験をすることが大切です。子どもと保護者が一緒に参加できる工作会やおはなし会、家庭でも楽しめる手遊びやわらべうたの会等の行事を実施します。

5 小・中学生を対象とする事業の実施

○ 読書相談、レファレンスサービスの充実

読みたい本を探している子どもの読書相談に応えるとともに、自分で本を探すための支援として、本の紹介を書いたカード（POP）を使った展示やブックリストの作成等を行います。

調べものを行っている子どもに調べ方や資料を紹介するレファレンスサービスを行うとともに、自分の力で考え、調べを進めるための資料としてパスファインダー*を作成します。パスファインダーは、見直しや更新を随時行い、館内での配布や図書館ホームページへの掲載を行います。

また、子どもが相談しやすくなるよう、図書館員からの声かけや相談の目印になるバッジをつけるといった取組を進めていきます。

※ あるテーマについて調べるときの手順や参考資料、ウェブサイト等を紹介した「道しるべ」となるガイド。

○ 多様な読書の機会の提供

小・中学生向けの講座、講演会やワークショップを実施することで、多様な読書の機会を提供し、読書の幅を広げるよう支援するとともに、スタンプラリー等のイベントにより読書習慣が身につくよう、動機付けを行っていきます。また、「本の帯アイデア賞」等、子どもたちが読書に親しむきっかけとなるような事業を企画します。

○ 調べ学習の支援

図書館ホームページに「調べかた教室」を掲載するとともに、調べ学習の基本を教える「調べ方講座」の開催や相談窓口を設置する等により、子どもの調べる力や考えをまとめる力を育む手助けをします。

また、自分が興味をもったことがらについて、本を使って調べる楽しさを知るきっかけとなるよう、学校と連携しながら「図書館を使った調べる学習コンクール」のPRや応募の支援を行います。

6 中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進（重点的取組③に関連する事業項目）

勉強や部活動などで多忙な毎日を送る中学生・高校生世代に、自由な学習や読書の空間を提供するとともに、読書の楽しさを味わう機会を作ります。

○ YAコーナーの充実

各図書館のYAコーナーに中学生・高校生世代に向けた様々な資料を集め、読

書へのきっかけづくりを行います。

また、多目的室等を中学生・高校生世代に開放する時間帯を設け、図書館資料を活用した自由な学習や読書のための居場所としての活用を図ります。

さらに、YA コーナーやサービスについての意見・要望を、職場体験学習や利用者満足度調査等の機会により収集し、図書館の改修・改築時の参考としたり、事業の企画に反映したりしていきます。

○ 学校司書との連携による事業の実施

各図書館と地域の中学校の学校司書との連携により、図書館で行うYA向け事業の企画、運営、広報等での協力体制を作ります。また、高校生が利用しやすい図書館サービスに向けて区内高校の学校司書との連携を図れるような取組を進めていきます。

○ ICT を活用した調べ学習の支援

中学生・高校生世代に対し、図書館で提供している新聞記事検索等の外部データベースの利用方法を効果的にPRすることにより活用促進を図ります。また、データベース活用講座だけでなく、インターネット上の情報を正しく読み取り、必要な情報を手に入れることができるよう、デジタル機器の使い方や情報モラル等に関する講座を行います。

7 学校への支援の充実

○ 図書館ホームページの利用ガイダンスの実施

児童・生徒が使用しているタブレット端末から図書館ホームページを利用して、本の検索やパスファインダー、ブックリストの閲覧方法について区内小中学校で図書館員によるガイダンスを実施し、学校での図書館利用から来館利用へつなげていきます。

○ 外国語図書や読みやすい本等の貸出

学校からの要望により、中央図書館で所蔵している外国語図書や大活字本等の団体貸出を行います。

○ 職場体験等の受け入れ

学校からの要請に応じ、小・中学校の児童・生徒の図書館訪問や職場体験の実習を積極的に受け入れます。図書館の仕事や役割を理解し、読書への興味関心が広がるよう、館内の見学を行うだけでなく、実習では本の展示、おすすめ本の紹介、おはなし会での読み聞かせ等、プログラムを工夫して実施します。

○ 学校司書への支援の充実

学校図書館サポートデスクとの連携により、学校司書研修への協力を行います。また、各図書館を利用する学校司書への資料貸出を中心とした支援を行います。

○ 区内高校との連携

区内にある高校に対し、団体貸出やボランティア体験、図書館見学の受入れ等のニーズについて調査し、連携を進めていきます。これにより、高校生の読書活動の支援や図書館利用の促進につなげていきます。

読書活動に関する情報の発信

子ども向けの行事を含め、様々な読書活動に関する情報を整理し、わかりやすく、様々な媒体や機会を通して発信していきます。

1 杉並区子ども読書月間での啓発活動の充実

毎年6月に図書館が設定している「杉並区子ども読書月間」では、行事を通して読書の啓発を行います。また、啓発ポスターに掲載する標語を募集し、子ども自身が読書の楽しさ、大切さについて考える機会とします。

2 年代別利用案内の作成・配布

就学前（保護者）、小学生、中学生以上の各年代の子どもに対して、図書館の使い方や各種サービス、施設や行事を案内するリーフレットを作成し、配布します。

3 図書館ホームページの活用促進

小学生と就学前の子どもを対象とした「こどもページ」、中学生・高校生世代向けの「ヤングアダルトページ」の内容を充実するとともに、閲覧してもらうためのPRを積極的に行います。

○「こどもページ」の充実

図書館員が選んだ本を紹介する「ほんのとくしゅう」では、毎月様々なテーマについての本を紹介することで、読書への興味が高める工夫をしています。また、調べ学習のガイドとなる「調べかた教室」では、図書館での本の探し方や資料の使い方について掲載し、調べ学習を支援します。

保護者を対象にしたコーナーでは、家庭での読書に参考となるブックリストや事業等の情報発信を充実します。

○「ヤングアダルトページ」の充実

中学生・高校生世代を対象とした「ヤングアダルトページ」では、本の紹介や職場体験実習の感想や記録、各館のYAコーナー紹介等を掲載します。また、様々なテーマを取り上げたパスファインダーで、図書館を使った調べものの仕方を発信します。

4 各施設からの情報発信

小・中学校や保育園、子供園、児童館等の子育て関連施設から積極的な情報発信を行います。

読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携

図書館を中心として、学校や子育て関連施設等と協力連携を図り、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めていきます。

1 子ども読書活動推進懇談会の運営

公募の区民や学識経験者等で構成される「子ども読書活動推進懇談会」は、杉並区の子どもの読書活動に関する施策や事業について、意見・助言をいただくことを目的として設置しています。

今後も、懇談会での様々な意見を計画推進に反映させるとともに、子ども読書活動を推進する方々の交流の場となるよう努めていきます。

2 子ども読書活動推進連絡会の運営

本計画に関わる、学校教育、社会教育、子育て関係等の区役所内の各部署による連絡会を定期的に行い、計画の進捗状況を管理するとともに、情報交換により相互の連携、協力を深めていきます。

3 区の関係機関と学校との連携

○ 地域ごとのネットワークによる読書活動の支援

「地域子育てネットワーク事業」*を通じて、学校や図書館、子育て関連施設、地域団体が、子どもの読書活動の啓発や支援を進めていきます。

※ 各小学校区域で地域や学校関係者、子育て支援団体等との連絡会議の開催や、地域の伝統行事、健全育成事業の共催等を実施している。

○ 地域図書館を拠点とする学校図書館支援体制の確立

各図書館では、その地域にある学校の教員や学校司書、子育て関連施設の職員、地域で活動するボランティア等の連携を深めるため、連絡会や情報交換会を開催し、子どもの読書活動に関する情報共有に努めます。

参考資料

(調査・統計資料等)

- 1 読書冊数及び未読者の割合等 29
 - (1) 区立小・中学校の児童・生徒の状況
 - (2) 東京都公立小・中・高等学校の児童・生徒の状況
 - (3) 全国小・中・高等学校の児童・生徒の状況
- 2 区立学校図書館の現状 35
 - (1) 蔵書冊数
 - (2) 学校図書館年間貸出冊数
 - (3) 図書や資料を活用した授業数と学校司書が支援した授業の回数
- 3 区立図書館の現状 36
 - (1) 区立図書館の児童蔵書冊数の推移
 - (2) 区立図書館の児童等への貸出状況
 - (3) 図書館行事活動の状況
 - (4) コンクール事業応募状況
 - (5) 地域・家庭文庫の利用状況
- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律 39
- 5 文字・活字文化振興法 41
- 6 杉並区子ども読書活動推進懇談会運営要綱 44

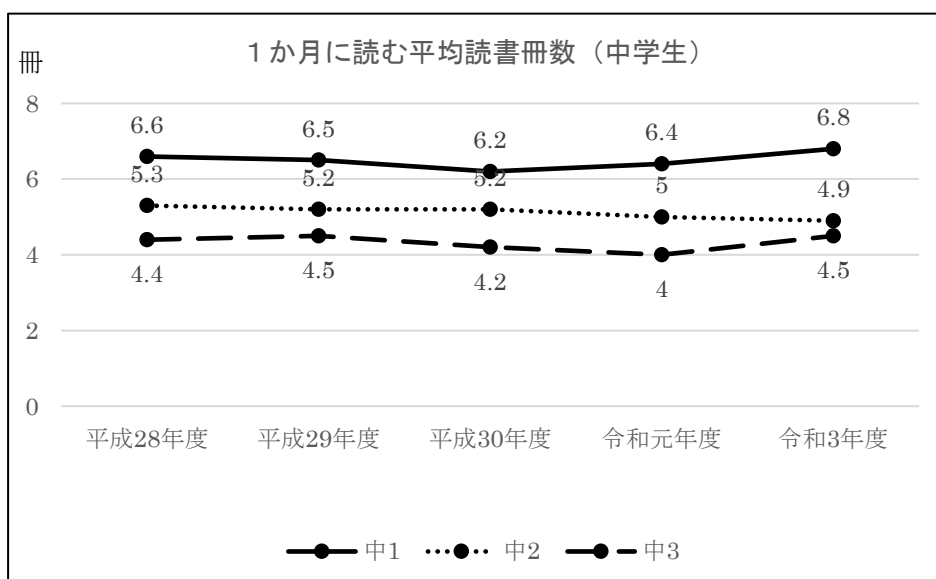
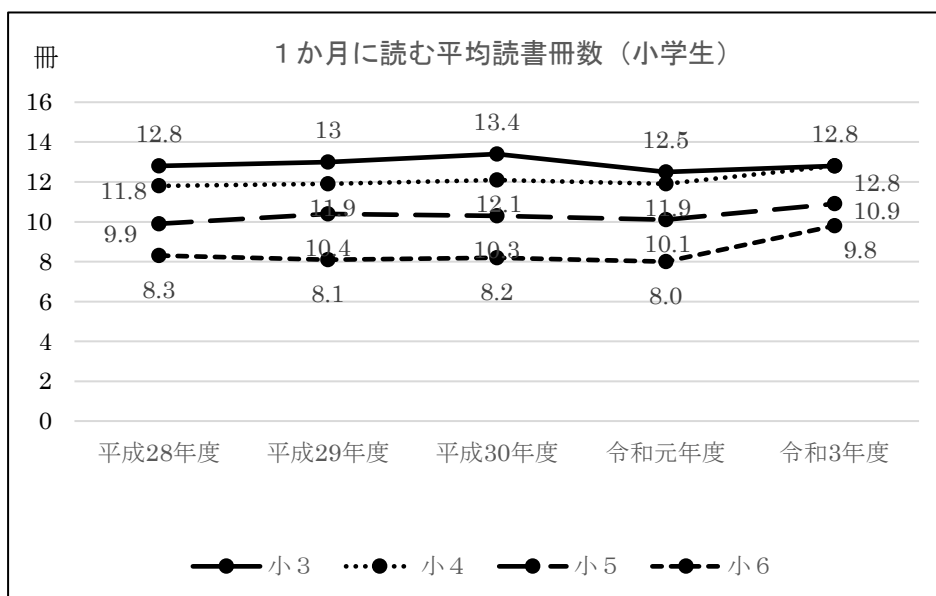
1 読書冊数及び未読者の割合等

(1) 区立小・中学校の児童・生徒の状況

① 1か月に読む平均読書冊数

(冊)

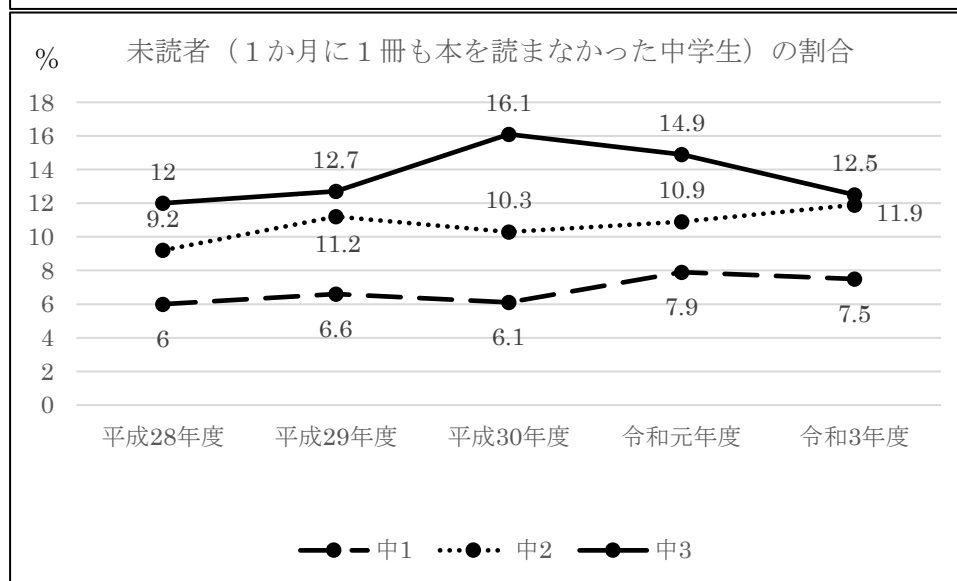
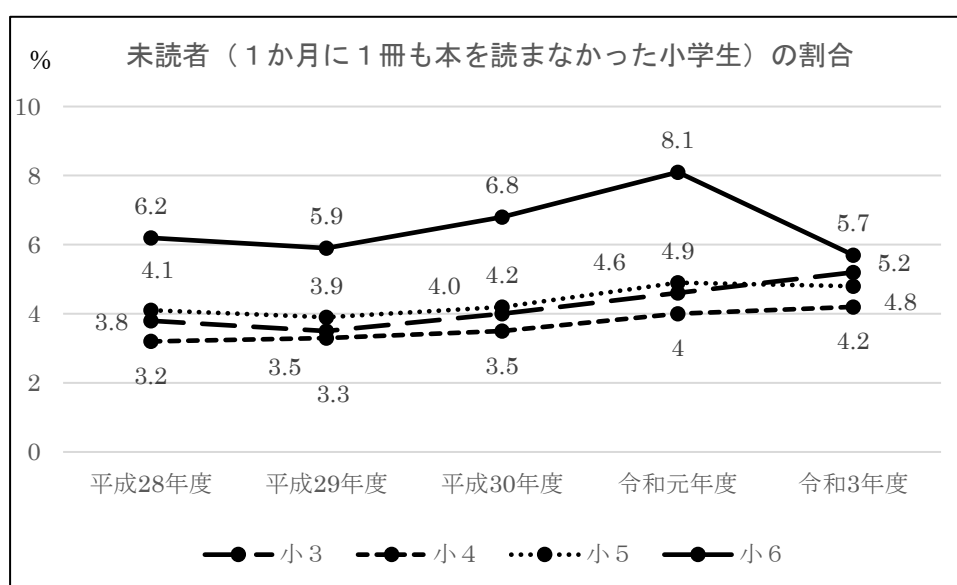
	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)
小3	12.8	13	13.4	12.5	12.8
小4	11.8	11.9	12.1	11.9	12.8
小5	9.9	10.4	10.3	10.1	10.9
小6	8.3	8.1	8.2	8.0	9.8
中1	6.6	6.5	6.2	6.4	6.8
中2	5.3	5.2	5.2	5.0	4.9
中3	4.4	4.5	4.2	4.0	4.5



② 未読者（1か月に1冊も本を読まなかった児童・生徒）の割合

(%)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)
小3	3.8	3.5	4.0	4.6	5.2
小4	3.2	3.3	3.5	4.0	4.2
小5	4.1	3.9	4.2	4.9	4.8
小6	6.2	5.9	6.8	8.1	5.7
中1	6.0	6.6	6.1	7.9	7.5
中2	9.2	11.2	10.3	10.9	11.9
中3	12.0	12.7	16.1	14.9	12.5



※ 「杉並区特定の課題に対する調査、意識・実態調査」より。

※ 小学校5年・6年、中学校2年・3年は希望校のみの実施。

※ 令和2年度(2020年度)は調査未実施。

③「読書が好きだ」という質問に対する杉並区の児童・生徒肯定率

・小6

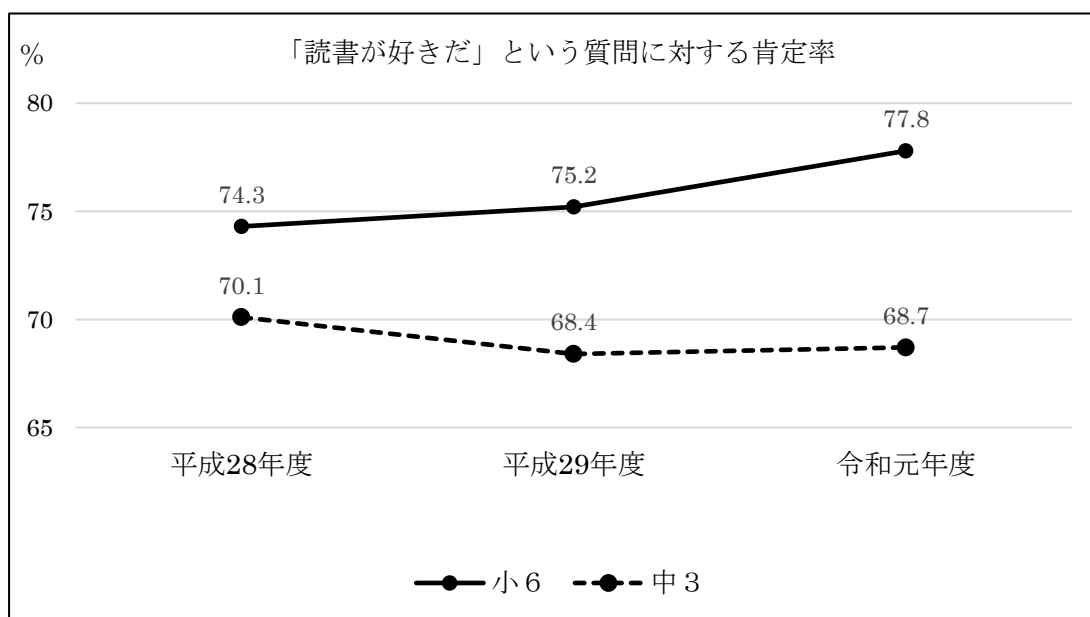
(%)

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	令和元年度 (2019)
肯定率	74.3	75.2	77.8
あてはまる	51.5	50.7	48.6
どちらかといえばあてはまる	22.8	24.5	29.2

・中3

(%)

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	令和元年度 (2019)
肯定率	70.1	68.4	68.7
あてはまる	45.5	43.8	37.0
どちらかといえばあてはまる	24.6	24.6	31.7



※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」より。

(2) 東京都公立小・中・高等学校の児童・生徒の状況

① この1か月間に読み終わった本の冊数(平均)

(冊)

	平成27年度 (2015)	平成29年度 (2017)	令和元年度 (2019)
小1	14.7	13.2	14.1
小2	13.7	14.4	14.3
小3	10.4	10.7	10.9
小4	9.3	10.0	10.0
小5	7.2	7.6	8.3
小6	5.9	6.9	6.8
中1	4.8	4.9	4.6
中2	4.5	4.3	4.1
中3	4.0	4.4	4.1
高1	3.6	3.8	3.6
高2	3.5	3.2	3.3
高3	4.4	3.4	3.5

② この1か月間に全く本を読まなかった人の割合

(%)

	平成27年度 (2015)	平成29年度 (2017)	令和元年度 (2019)
小1	2.3	3.3	3.0
小2	3.3	3.3	2.9
小3	3.8	4.8	3.8
小4	3.4	2.8	3.1
小5	5.0	3.7	4.2
小6	6.6	4.7	5.4
中1	7.3	7.3	5.1
中2	11.1	11.1	9.9
中3	16.2	13.0	13.4
高1	34.1	22.6	21.1
高2	36.8	28.8	30.6
高3	40.2	34.5	41.3

③ 本を読むことが好きな人の割合

(%)

	平成 27 年度 (2015)	平成 29 年度 (2017)	令和元年度 (2019)
小 1	66.2	64.0	61.6
小 2	60.0	57.9	54.7
小 3	54.1	51.1	48.6
小 4	51.5	49.6	47.5
小 5	46.3	45.0	42.7
小 6	42.6	43.9	39.1
中 1	39.2	38.0	33.9
中 2	36.5	35.3	33.6
中 3	37.4	37.3	33.6
高 1	34.8	34.1	33.7
高 2	31.4	29.1	27.4
高 3	37.6	35.6	35.3

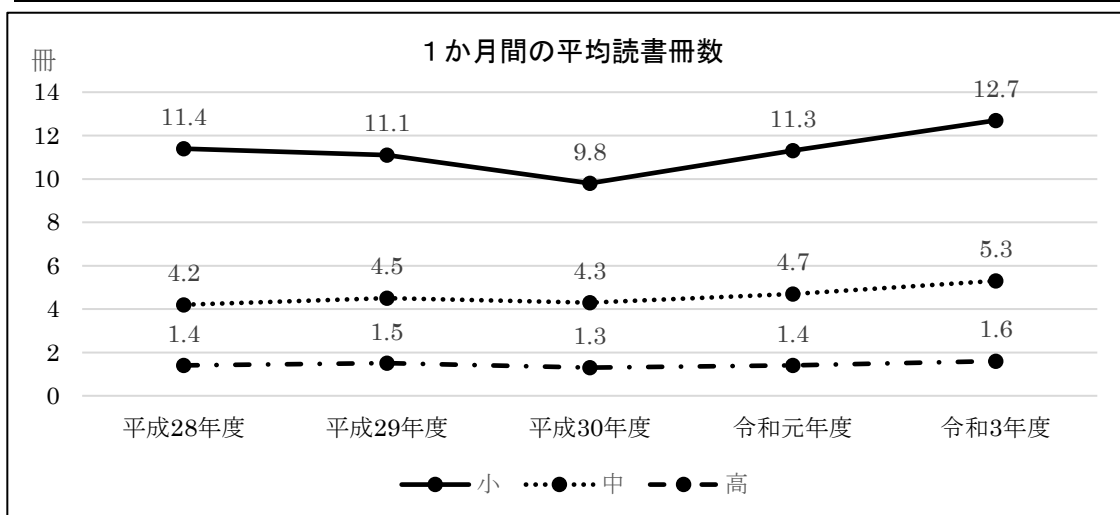
※ 東京都教育委員会「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査（隔年実施）より。

(3) 全国小・中・高等学校の児童・生徒の状況

① 1か月間の平均読書冊数

(冊)

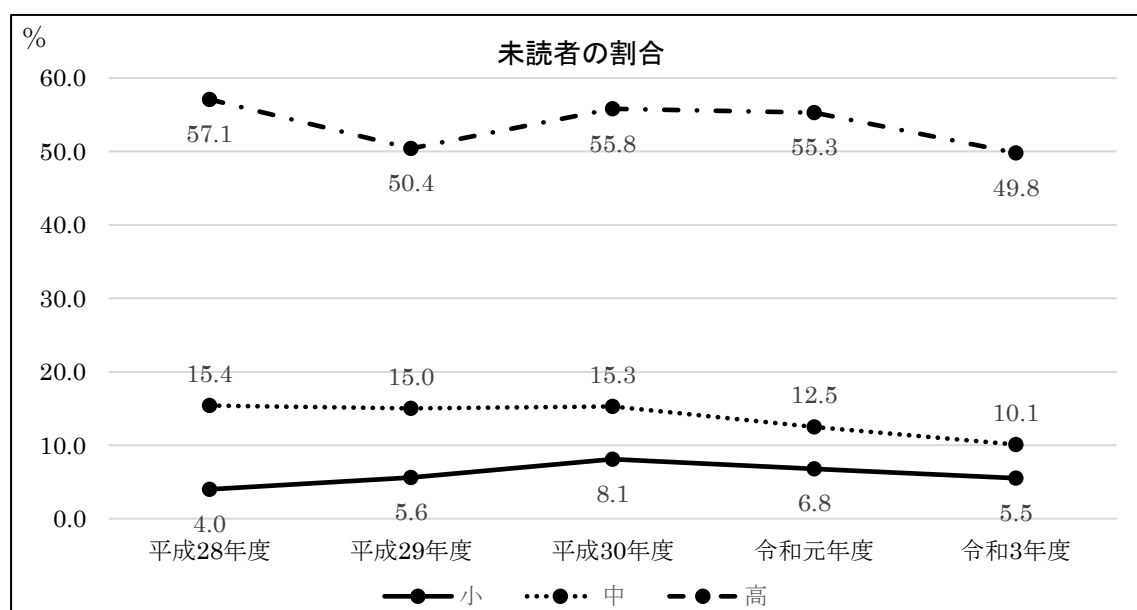
	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)
小(4年～6年)	11.4	11.1	9.8	11.3	12.7
中	4.2	4.5	4.3	4.7	5.3
高	1.4	1.5	1.3	1.4	1.6



② 未読者の割合

(%)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)
小(4年～6年)	4.0	5.6	8.1	6.8	5.5
中	15.4	15.0	15.3	12.5	10.1
高	57.1	50.4	55.8	55.3	49.8



※ 全国学校図書館協議会・毎日新聞社共同調査「学校読書調査」より。
 ※ 令和2(2020)年度は未実施。

2 区立学校図書館の現状

(1) 蔵書冊数(令和2年度(2020年度))

	学校数(校)		総蔵書冊数(千冊)		1校当たりの蔵書数(冊)	
	全国	杉並区	全国	杉並区	全国	杉並区
小学校	18,849	40	176,780	473	9,379	11,825
中学校	9,120	23	100,970	244	11,071	10,609

※ 全国の統計は文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」より

(2) 学校図書館年間貸出冊数

(冊)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
小学校	42.7	45.7	46.8	45.9	49.0
中学校	9.8	10.7	12.2	11.6	12.0

(3) 図書や資料を活用した授業数と学校司書が支援した授業の回数

(回)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
小学校	19,272	21,927	20,449	21,353
中学校	1,877	2,157	2,137	2,235

3 区立図書館の現状

(1) 区立図書館の児童蔵書冊数の推移

令和2年(2020年)3月末現在 (冊)

図書館名	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
中央図書館	175,603	172,937	164,883	161,537	161,746
馬橋ふれあい	3,094	3,053	3,059	2,513	2,480
永福図書館	31,970	32,142	31,660	31,373	31,723
柿木図書館	28,509	28,340	28,576	29,175	29,919
高円寺図書館	40,733	40,115	40,956	40,277	39,794
宮前図書館	31,615	29,624	29,772	29,980	30,482
成田図書館	32,017	31,531	31,393	31,322	27,994
西荻図書館	41,920	41,187	40,599	40,648	40,651
阿佐谷図書館	42,219	41,774	39,835	38,767	38,433
南荻窪図書館	41,494	39,512	39,932	39,885	40,328
下井草図書館	38,724	36,575	35,064	34,059	33,613
高井戸図書館	33,594	33,013	33,376	34,063	34,397
方南図書館	55,924	51,806	49,822	49,619	49,303
今川図書館	41,905	40,612	41,569	42,308	43,490
合計	639,321	622,221	610,496	605,526	604,353

※ 中央図書館の蔵書冊数には、団体貸出用を含む。

(2) 区立図書館の児童等への貸出状況

区 分		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
個人貸出	貸出登録者数	19,844人	21,865人	27,393人	23,870人	20,451人
	貸出者数	166,852人	168,404人	173,855人	152,743人	137,867人
	貸出冊数	850,793冊	871,175冊	896,382冊	799,798冊	754,385冊
団体貸出	登録団体数	1,076団体	1,150団体	1,120団体	1,113団体	1,133団体
	貸出回数	4,889回	5,033回	5,062回	4,551回	3,896回
	貸出冊数	220,316冊	222,945冊	226,104冊	186,563冊	169,576冊

※ 図書サービスコーナー、区民センター図書室を含まない。

※ 団体貸出の実績には、一般を含む。

(3) 図書館行事活動の状況

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
ブックスタートパック 配布数	4,572 パック	4,543 パック	4,529 パック	4,349 パック	3,968 パック
おはなし会	1,197 回	1,176 回	1,256 回	1,056 回	636 回
映画会 (児童対象)	23 回	20 回	31 回	26 回	16 回
講演会、講座、人形劇、 こども会	235 回	236 回	217 回	183 回	113 回
ブックトーク	86 回	75 回	87 回	62 回	9 回
図書館見学	42 回	41 回	43 回	35 回	11 回

(4) コンクール事業応募状況

① 図書館で調べる学習コンクール

		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
小 学 校	区立学校数	38	41	39	39	31	38
	応募率	92.7%	100%	95.1%	95.1%	77.5%	95.0%
	応募者数	525	586	557	566	225	362
中 学 校	区立学校数	2	0	0	0	0	1
	応募率	8.7%	0%	0%	0%	0%	4.30%
	応募者数	6	0	1	0	0	9
高 校	学校数	0	0	1	0	0	2
	応募者数	0	0	1	0	0	8

② 本の帯アイデア賞

		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
小 学 校	区立学校数	21	19	14	13	14	16
	応募率	51.2%	46.3%	34.1%	31.7%	35.0%	40.0%
	応募者数	576	512	454	286	247	400
中 学 校	区立学校数	4	6	6	4	3	3
	応募率	17.4%	26.1%	26.1%	17.4%	13.0%	13.0%
	応募者数	72	102	101	80	16	50
高 校	学校数	0	1	0	0	0	0
	応募者数	0	1(1)	0	0	0	0

③ 子ども読書の目標語

		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
小 学 校	区立学校数	18	19	13	15	11	13
	応募率	43.9%	46.3%	31.7%	36.6%	27.5%	32.5%
	応募者数	627	540	361	595	340	422
中 学 校	区立学校数	6	5	5	4	3	5
	応募率	26.1%	21.7%	21.7%	17.4%	13.0%	21.7%
	応募者数	227	68	82	243	265	264
高 校	学校数	1	0	1	0	0	0
	応募者数	1	0	1	0	0	0

※ 学校数の（ ）は総数。高校は応募のあった校数のみ。

※ 応募者数の（ ）は個人応募者数。

(5) 地域・家庭文庫の利用状況

(人)

地域・家庭文庫名	所在地	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
ジルベルト文庫	高井戸西 3 丁目	738	475	608	722	94
ちいさいおうち文庫	今 川 3 丁目	844	872	801	825	334
バンビぶんこ	高井戸東 4 丁目	913	1,044	1,146	995	282
ポケット文庫	天 沼 1 丁目	459	419	370	234	105
ポプラ文庫	井 草 1 丁目	361	332	369	354	67
このあの文庫	本 天 沼 1 丁目	532	467	441	548	239
すみれ文庫	浜 田 山 4 丁目	397	178	129	0	24
子どもの本の家 ちゅーりっぷ	下井草 2 丁目	—	148	133	133	35

4 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年(2001年)12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推

進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

5 文字・活字文化振興法(平成 17 年(2005 年)7 月 29 日法律第 91 号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 杉並区子ども読書活動推進懇談会運営要綱

平成 26 年 3 月 24 日
杉教第 12000 号

改正 平成30年 2 月 27 日杉教第10207号 令和 4 年 3 月 2 3 日杉教第11086号
杉並区子ども読書活動推進委員会設置要綱（平成16年 5 月 14 日杉教第1618号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、杉並区子ども読書活動推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第 2 条 懇談会は子ども読書活動に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聞くことを目的とする。

（1） 「杉並区子ども読書活動推進計画」に係る事業に関すること。

（2） その他、子ども読書活動推進に必要な事項

（構成）

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1） 学識経験者 2 名以内

（2） 子ども読書活動関係団体から推薦を受けた者 1 名

（3） 公募による区民 3 名以内

（4） 区立小・中学校の図書担当の教職員 2 名以内

（運営）

第 4 条 懇談会は、必要に応じて中央図書館長が招集する。

2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。

3 中央図書館長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 懇談会は、公開とする。

5 懇談会は、杉並区子ども読書活動推進計画の計画期間において、必要に応じて中央図書館長が開催する。

（庶務）

第 5 条 懇談会の庶務は、中央図書館において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局生涯学習担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月 27 日杉教第10207号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 3 日杉教第11086号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。